

令和6年度  
宇多津町情報発信強化事業  
仕様書

令和6年9月  
宇多津町総務課

## 目次

|     |                      |   |
|-----|----------------------|---|
| 1   | 業務の概要                | 1 |
| 1.1 | 事業名                  | 1 |
| 1.2 | 基本理念                 | 1 |
| 1.3 | 基本方針                 | 1 |
| 1.4 | 業務の範囲                | 3 |
| 1.5 | 契約期間・想定スケジュールなど      | 3 |
| 1.6 | 見積金額及び委託料の支払に関する留意事項 | 3 |
| 1.7 | 対象サイト                | 4 |
| 1.8 | 移行対象ページ数             | 4 |
| 1.9 | 提出書類                 | 4 |
| 2   | システム動作環境要件           | 4 |
| 2.1 | ホームページの稼働に関する要件      | 4 |
| 2.2 | CMSの稼働に関する要件         | 4 |
| 2.3 | AIチャットボットの稼働に関する要件   | 4 |
| 2.4 | ホームページの動作環境に関する要件    | 5 |
| 2.5 | AIチャットボットの動作環境に関する要件 | 5 |
| 2.6 | ソフトウェアに関する要件         | 5 |
| 2.7 | ネットワークに関する要件         | 5 |
| 2.8 | セキュリティ対策に関する要件       | 5 |
| 2.9 | その他の要件               | 6 |
| 3   | 開発要件                 | 6 |
| 3.1 | テスト環境                | 6 |
| 3.2 | 稼働テスト                | 6 |
| 4   | システムの基本要件            | 6 |
| 4.1 | CMSソフト               | 6 |
| 4.2 | ウェブコンテンツの形成          | 6 |
| 4.3 | クライアント環境             | 7 |

|      |                  |    |
|------|------------------|----|
| 4.4  | CMS 利用者          | 7  |
| 4.5  | AI チャットボット管理者    | 7  |
| 4.6  | ライセンス費用          | 7  |
| 5    | システムの機能要件        | 7  |
| 5.1  | 導入実績             | 7  |
| 5.2  | CMS 機能要件         | 7  |
| 5.3  | CMS 導入・設定        | 8  |
| 5.4  | CMS 動作テスト        | 8  |
| 5.5  | AI チャットボット機能要件   | 8  |
| 5.6  | AI チャットボット導入・設定  | 8  |
| 6    | アクセシビリティ対応       | 8  |
| 6.1  | 目標とする達成基準        | 8  |
| 6.2  | アクセシビリティチェック機能   | 8  |
| 6.3  | アクセシビリティガイドライン作成 | 8  |
| 7    | コンサルティング         | 8  |
| 8    | サイト設計            | 9  |
| 8.1  | 新サイト構造（主要構造）の提案  | 9  |
| 8.2  | 情報分類設計           | 9  |
| 9    | 新規コンテンツの作成       | 9  |
| 10   | デザイン作成           | 10 |
| 10.1 | トップページ           | 10 |
| 10.2 | 基本デザイン           | 10 |
| 11   | 外部 ASP の導入       | 10 |
| 11.1 | アクセス分析           | 10 |
| 11.2 | サイト内検索           | 10 |
| 11.3 | 外国語翻訳            | 11 |
| 11.4 | 地図の表示            | 11 |
| 12   | SNS（LINE）連携の実装   | 11 |

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 13   | データ移行に関する要件       | 11 |
| 13.1 | 移行対象              | 11 |
| 13.2 | 移行の基本要件           | 11 |
| 13.3 | 移行計画              | 11 |
| 13.4 | 移行要件              | 11 |
| 13.5 | 移行管理表の作成          | 12 |
| 13.6 | 移行の実施             | 12 |
| 13.7 | 移行対象データの提供        | 12 |
| 13.8 | 移行後の検証            | 12 |
| 14   | 職員支援に関する要件        | 12 |
| 14.1 | アクセシビリティガイドラインの作成 | 12 |
| 14.2 | CMS 操作マニュアルの作成    | 12 |
| 14.3 | CMS 操作研修会の実施      | 12 |
| 14.4 | 研修用資料             | 13 |
| 14.5 | 研修環境              | 13 |
| 15   | サービス提供に関する要件      | 13 |
| 15.1 | 運用保守要件            | 13 |
| 15.2 | 保守業務内容            | 13 |
| 15.3 | 障害管理              | 14 |
| 15.4 | 運用支援              | 14 |
| 16   | 納品に関する要件          | 14 |
| 16.1 | 成果物の納品            | 14 |
| 17   | その他要件             | 14 |
| 17.1 | 秘密保持              | 14 |
| 17.2 | 再委託               | 15 |
| 17.3 | 契約内容不適合           | 15 |
| 17.4 | 権利の帰属             | 15 |
| 17.5 | 追加提案              | 15 |

17.6 一般事項 ..... 15

# 1 業務の概要

## 1.1 事業名

令和6年度宇多津町情報発信強化事業

## 1.2 基本理念

宇多津町公式ホームページの現状をふまえ、以下の基本理念に沿ってリニューアルすること。

### (1) 宇多津町の魅力を伝えられるデザイン

「宇多津町らしさ」や魅力を視覚的に伝えられるサイト、効果的な地域セールスができるサイトを構築する。観光、移住など、それぞれの対象者に魅力が十分伝わるデザインとすること。

### (2) 目的のページを探しやすいカテゴリ分類や情報配置

「高齢者」「身体に障がいのある人」「行政の仕組み・制度への理解が低い人」などのアクセシビリティ向上を前提とし、探している情報に誰でも即座にたどり着くことができるサイトを構築する。

### (3) 分かりやすく、質・量ともに満足できるサイト

視覚だけに頼らず、誰もが楽しむことができるコンテンツの充実も図り、閲覧者が質・量ともに満足できるサイトを構築する。

### (4) 災害・緊急時に備えた発信力強化

災害時にも迅速、かつ的確に情報を発信できるような機能を構築する。

### (5) SNS (LINE) との連携、スマートデバイスからの閲覧を前提とした情報発信

町公式 SNS (LINE) との連携、スマートデバイスからの閲覧に対する最適化を実施することにより、アクセス数の増加を図る。

### (6) 24時間365日の問い合わせ対応

町公式ホームページにAIチャットボットサービスを導入し、24時間365日の問い合わせ対応を実現する。

## 1.3 基本方針

本事業は、現行サイトの調査・分析、CMSの導入構築、デザインやテンプレートの作成、AIチャットボットの導入、各種マニュアルやガイドラインの作成、操作研修の実施、リニューアルに伴う総合的なコンサルティングを行うものである。

### (1) 現行サイトの問題・弱点の抽出と改善

現行サイトの分析や既存コンテンツの見直しを行い、改善策と新たなコンテンツや機能の追加を提案すること。

### (2) 閲覧者が目的の情報に即座にたどり着くための機能

カテゴリ分類、ジャンル、メニューなどで構成するナビゲーションやデザインだけに頼らず、即座に目的の情報にたどり着くための検索機能を強化したサイト構成・デザインを提案すること。

### (3) ブランドイメージと地域セールス力の向上

「宇多津町らしさ」を調査・分析し、ブランドイメージの向上、地域セールス力の向上につながるようなデザイン、機能、サイト設計を提案すること。

(4) ユーザビリティやアクセシビリティへの配慮

ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したコンテンツの作成支援をすること。

(5) 災害対応

災害発生などの緊急時でも即座に正確にわかりやすく情報を提供し、継続して利用できること。サービス提供事業者からのネットワークを経由した安心・安全なサービスの提供により、円滑な業務運用を実施すること。サーバは自然災害およびサイバー攻撃からの危機管理に優れセキュリティを確保した無停電に対応可能なデータセンターなどにシステムを置くことで原則 24 時間 365 日の運用・利用を実現すること。

また、現在、町公式ホームページで実施している全国瞬時警報システム（J アラート）から通報（メール）が発信された場合、トップページの緊急情報に通報内容を投稿する仕組みを構築すること。

（現行の概要）

- ① 全国瞬時警報システムから送信されるメールを定期的にチェックする。（現行のホームページ環境で当該メールを受信する環境が構築されている。当該メール受信環境の構築関しても本事業に見込むものである。）
- ② メールを新規に受信した場合、受信したメールの本文をもとに緊急情報記事を作成し、投稿する。

詳細については、現行の全国瞬時警報システムのメール発信などを運用保守している事業者、本町、受託者の 3 者で協議の上で決定するものとする。

(6) 町公式 SNS（LINE）連携

町公式ホームページと町公式 SNS（LINE）を連携する仕組みを構築すること。この仕組みにより、ホームページに掲載した内容を LINE に配信し、プッシュ型配信を実現する。

(7) 手続きナビゲーション

QA 形式などで自身の状況を回答することで、自身に必要な申請・手続きを容易に検索でき、必要な手続きや持ち物、手続きの場所を確認できる仕組みを構築すること。

(8) 24 時間 365 日の問い合わせ対応

町公式ホームページに AI チャットボットサービスを導入し、24 時間 365 日の問い合わせ対応を実現すること。また、AI チャットボットに投入するシナリオ（QA データ）テンプレートの提供や、回答の精度向上に係るサポートを行うこと。

(9) 作業効率の向上

記事ページ作成についての専門知識、技術を持たない職員でも、ワープロ感覚で編集が可能な CMS の導入と運用ガイドラインの整備を行うこと。

また、リンク切れチェック、情報の過剰な羅列の防止、知らせたい情報への誘導効果など、サイト品質の維持・向上を図ることができる提案を行うこと。

(10) 拡張性と柔軟性に対応した保守運用形態

運用開始後にバージョンアップなどによる機能向上やサイトの構成変更などを柔軟に行えらるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。また、データのバックアップ、セキュリティ対策などの定期的な保守を実施するとともに、機能向上のための対応を

できる限り行うこと。

#### 1.4 業務の範囲

本業務では、基本理念や方針に基づき、宇多津町の情報発信課題を解消することを目的に、CMS の導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、職員の CMS 操作研修、情報発信における総合的なコンサルティングといった、システム更新にかかる全般的な作業を行うこと。

- (1) 現行サイトの調査・分析と問題箇所・弱点の抽出
- (2) 問題箇所・弱点の改善（デザイン、カテゴリ再分類などのサイト設計、アクセシビリティ対策など）
- (3) 本町の要求仕様を満たす CMS の導入、およびサービス提供（環境構築含む）
- (4) ページテンプレートの設計・制作
- (5) 新規コンテンツの作成
- (6) 現行サイトから新システムへのデータ移行
- (7) AI チャットボットサービスの導入
- (8) 各種マニュアル、各種ガイドラインなど、ドキュメント類の作成
- (9) CMS、AI チャットボットの操作研修の実施
- (10) コンサルティング
- (11) SNS（LINE）連携の実施

#### 1.5 契約期間・想定スケジュールなど

##### (1) 契約期間

###### ① 構築期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 16 日まで

###### ② 運用期間

令和 7 年 3 月 17 日から令和 12 年 3 月 31 日（61 カ月）

運用保守契約は、運用開始時に別途締結するものとする。

##### (2) 業者決定・委託契約の締結、業務の開始

令和 6 年 10 月下旬（予定）

##### (3) 新サイト公開日

令和 7 年 3 月 17 日

##### (4) 構築期間

リニューアル業務の他、職員のシステムへの習熟を図るよう、データ移行・研修プログラムのスケジュールリングを含め、最適な方法を提案すること。

3 月中旬に公開することを前提とした週単位のスケジュール表を作成し、提示すること。

なお、詳細は別途協議して決定する。ただし、公開予定日に合わせたスケジュール管理を行うこと。

#### 1.6 見積金額及び委託料の支払に関する留意事項

##### (1) 見積金額

初期構築経費に、AI チャットボットサービス利用開始から 25 カ月分の運用保守費用（利用料含む）を含めること。



## (2) 委託料の支払

本事業の委託料の支払に AI チャットボットサービス利用開始から 25 カ月分（令和 7 年 3 月から令和 9 年 3 月までを想定）の運用保守費用（利用料含む）を含むものとする。

### 1.7 対象サイト

宇多津町公式ホームページ（<https://www.town.utazu.lg.jp/>）配下のページ例規集（<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A8BC623C2>）などの外部サイトは対象外とし、原則として「<https://www.town.utazu.lg.jp/>」以外の別ドメイン（サブドメインを含む）は、対象外とする。

移住定住促進事業サイト（<https://www.town.utazu.lg.jp/ijyu/>）については、カテゴリ分類内の一部分として実装する想定である。

### 1.8 移行対象ページ数

移行対象ページ数は 1000 ページ程度を想定。

### 1.9 提出書類

令和 6 年度宇多津町情報発信強化事業プロポーザル実施要領、および企画提案書作成要領などの各関係書類を参照のうえ、作成・提出すること。

## 2 システム動作環境要件

以下の各要件に関して、金額も含めてバランスの取れた企画を提案すること。求める要件は次のとおりであるが、これを超えるより良い提案がある場合は、その提案を妨げない。

### 2.1 ホームページの稼働に関する要件

- (1) 24 時間 365 日の稼働を原則とする。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、サービス停止から 6 時間以内に復旧または代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。
- (2) セキュリティパッチの適用など、一時的にサービスが停止する恐れがある場合には、代替システムを用意するなど、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。
- (3) サービスの停止が年に数回ある場合や、長時間の停止がある場合などは、賠償を求めるともあるため、十分留意すること。
- (4) 良好なレスポンスを実現すること。レスポンスが明らかに不良で、閲覧やページ更新などの業務に支障が発生する場合には、早急に原因調査、改善作業を実施すること。

### 2.2 CMS の稼働に関する要件

- (1) ホームページと CMS が別に稼働する場合は、CMS 側も可能な限り、24 時間 365 日の稼働が望ましい。
- (2) システムメンテナンス等の計画停止は、本町に対し 14 日前までに通知すること。
- (3) 良好なレスポンスを実現すること。レスポンスが明らかに不良で、閲覧やページ更新などの業務に支障が発生する場合には、早急に原因調査、改善作業を実施すること。

### 2.3 AI チャットボットの稼働に関する要件

- (1) 計画停止時間を除き、24 時間 365 日の稼働を原則とする。
- (2) システムメンテナンス等の計画停止は、本町に対し 14 日前までに通知すること。

- (3) サービスの停止が年に数回ある場合や、長時間の停止がある場合などは、賠償を求めることもあるため、十分留意すること。

#### 2.4 ホームページの動作環境に関する要件

- (1) すべてのハードウェアは、本町庁舎内に設置せず、データセンター等の災害対策やセキュリティ対策が施された場所に設置されたレンタルサーバ等の利用や、データセンターを利用した ASP/SaaS 方式によりホームページの動作環境を提供すること。  
いずれの場合であっても、機器・ネットワーク回線などの維持管理など一切を受託者が行うものとする。
- (2) 環境の詳細は提案に委ねるが、「データセンター機能要件一覧」の内容は必須要件として満たしていること。
- (3) 利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- (4) CMS 環境と公開環境を用意すること。
- (5) かがわ情報セキュリティクラウドへの対応を実施すること。
- (6) セキュリティパッチの適用など、サーバの管理・運用は受託者で行うこと。
- (7) リニューアル後、5年間の運用に耐えうる十分な容量を確保すること。
- (8) CMS 環境と公開環境の構築にあたっては十分なセキュリティ対策を講じること。公開するページすべてが常時 SSL 化対応されること。

#### 2.5 AI チャットボットの動作環境に関する要件

- (1) インターネット回線から利用できる SaaS 型のクラウドサービスであること。
- (2) 利用ログや QA データ等のアプリケーションデータが日本国内のデータセンターで管理され、クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- (3) かがわ情報セキュリティクラウドへの対応を実施すること。
- (4) 提供されるサービスについて、十分なセキュリティ対策が講じられていること。

#### 2.6 ソフトウェアに関する要件

- (1) ソフトウェアの環境は提案に委ねるが、具体的な性能や構成、保守内容や体制などを具体的に示すこと。
- (2) 稼働に必要な、すべてのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

#### 2.7 ネットワークに関する要件

- (1) インターネット経由での利用を想定している。本町のネットワークとの接続や制限などに関して、本町と十分に協議のうえ設計すること。

#### 2.8 セキュリティ対策に関する要件

- (1) 外部からの不正アクセス、内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティ効果が劣化しないよう、保守業務を行うこと。
- (2) 職員を任意にグループ分けでき、グループごとに利用可能な機能を制限できるなど、システムへのアクセス権限設定、およびユーザー管理設定が柔軟にできること。
- (3) ログイン・ログアウトの履歴は操作情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組み

みを有すること。

- (4) CMS サーバへのアクセスは、本町 IP アドレスと、指定した IP アドレスのアクセスのみに制限すること。
- (5) サーバについては、常に最新バージョンを維持してウイルス感染などを防止すること。また、定期的に全コンテンツのウイルスチェックを行い、ウイルスを発見した場合は速やかに駆除すること。なお、ウイルス対策ソフトのライセンスは、必要に応じて受託者が用意すること。
- (6) 情報漏えい対策が十分にとられていること。
- (7) 異常、または障害が発見された際には直ちに本町へ連絡すること。
- (8) 運用するサーバ及びアプリケーションは、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の脆弱性がないこと。  
また、OS やアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、早急にセキュリティパッチを適用すること。

## 2.9 その他の要件

- (1) データバックアップやアクセス解析など、必要と思われる保守要件を可能な限り具体的に提案すること。
- (2) ハードウェア部分の障害の際は、24 時間 365 日、受託者から能動的に連絡し、対応すること。
- (3) 外字は使用しないこと。また、想定されるアクセス環境（デバイス、ブラウザなど）で、文字コードに起因する文字化けを起こさないこと。

## 3 開発要件

### 3.1 テスト環境

受託者においてテスト環境を用意すること。

### 3.2 稼働テスト

導入されたシステムが業務で使用できるかどうかを検証するため、本番環境下で総合試験を実施すること。なお、総合試験内容などについては本町と協議のうえ、決定する。

## 4 システムの基本要件

### 4.1 CMS ソフト

- (1) 導入する CMS は、パッケージ（市販）化されたもので、開発ベンダーによるサポートが保証された製品であること。
- (2) 基本 OS は Microsoft Windows、Linux など、一般的に利用されているものとする。

### 4.2 ウェブコンテンツの形成

- (1) 閲覧者の使用するブラウザは以下のものを想定しており、これらのブラウザにてレイアウトが崩れないように生成されること。

<パソコン向け>

Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari の最新版

<スマートフォン向け>

iPhone および Android の標準ブラウザ

(2) 多言語対応 (UTF-8) していること。

(3) 複数の音声読み上げソフトに対応できるように、作成されたコンテンツのソースはアクセシビリティに配慮した順番で記述されること。

#### 4.3 クライアント環境

クライアント PC からインターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

なお、職員のクライアント PC から Microsoft Edge、Google Chrome のいずれでも利用が可能であり職員が作成・更新・管理業務が行えること。

#### 4.4 CMS 利用者

ユーザーは次の数を想定する。また、同時ログインユーザー数が 30 人に達する場合でも、作業が滞ることのないような、良好なレスポンスを実現すること。

| 区分     | ユーザー数 | 業務内容  |
|--------|-------|---|
| 作成者    | 28 人  | 自課のコンテンツの作成・更新・削除を行う権限を有する。                                 |
| 承認者    | 14 人  | 作成者が作成・更新したコンテンツの内容を、確認・更新する権限を有する。                         |
| サイト管理者 | 3 人   | 各課が作成・更新したコンテンツの最終承認権限、全コンテンツの編集権限、カテゴリ管理などのサイト全体の管理権限を有する。 |

#### 4.5 AI チャットボット管理者

ユーザーは次の数を想定する。また、同時ログインユーザー数が 30 人に達する場合でも、作業が滞ることのないような、良好なレスポンスを実現すること。

| 区分  | ユーザー数 | 業務内容                           |
|-----|-------|--------------------------------|
| 作成者 | 14 人  | 自課の Q&A データの作成・更新・削除を行う権限を有する。 |
| 管理者 | 2 人   | 全機能の操作など、全体の管理権限を有する。          |

#### 4.6 ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しないこと。

### 5 システムの機能要件

#### 5.1 導入実績

人口 2 万人以上の市町村などにおいて稼働実績があり、現在も稼働していること。

#### 5.2 CMS 機能要件

CMS の機能要件は「CMS 機能要件回答書」に示す。

なお、「CMS 機能要件回答書」に記載している内容のうち、必須欄が「○」の項目は必ず条件を満たすこと。条件どおりの実装が困難な場合は代替案の提案を可能とするが、本町がその代替案について要求項目を満たすものであると判断した場合のみ認めることとする。満たせない項目がある場合は、参加資格がないものとする。

### 5.3 CMS 導入・設定

CMS のユーザー情報、所属の基本情報について、受託者が CMS へ初期設定するデータを、本町より受託者へ提供する。CMS のユーザー情報、所属の基本情報、カテゴリ情報などについて、受託者にて CMS へ初期設定（マスター登録作業）を行うこと。なお、カテゴリは、受託者が提出した「新カテゴリ案」を基に、打ち合わせのうえで決定したものを登録すること。

CMS を稼働させるために必要な設定、手順などを記したマニュアルを提出すること。

### 5.4 CMS 動作テスト

CMS のシステム動作テストを実施し、その結果を提出すること。

### 5.5 AI チャットボット機能要件

AI チャットボットの機能要件は「AI チャットボット機能要件回答書」に示す。

なお、「AI チャットボット機能要件回答書」に記載している内容のうち、必須欄が「○」の項目は必ず条件を満たすこと。条件どおりの実装が困難な場合は代替案の提案を可能とするが、本町がその代替案について要求項目を満たすものであると判断した場合のみ認めることとする。満たせない項目がある場合は、参加資格がないものとする。

### 5.6 AI チャットボット導入・設定

AI チャットボットのユーザー情報、所属の基本情報、QA データなどについて、受託者が AI チャットボットへ初期設定するデータを、本町より受託者へ提供する。AI チャットボットのユーザー情報、所属の基本情報、QA データなどについて、受託者にて AI チャットボットへ初期設定（マスター登録作業）を行うこと。

AI チャットボットを稼働させるために必要な設定、手順などを記したマニュアルを提出すること。

## 6 アクセシビリティ対応

### 6.1 目標とする達成基準

(1) JIS X 8341-3:2016 に準拠し、ホームページ全体の達成基準が「適合レベル AA」を満たし、可能な限り「適合レベル AAA」を満たすこと。

ただし、動画コンテンツ（非テキストコンテンツ）がメインとなるページなど、「適合レベル AA」を満たすことが困難となるページに関しては「適合レベル A」を許容する。

(2) アクセシビリティの評価は、総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）を用いた試験を行うこと。

### 6.2 アクセシビリティチェック機能

生成されるコンテンツが JIS X 8341-3:2016 の「適合レベル AA」までを満たしていることを自動でチェックし、修正箇所を表示する機能を有すること。

### 6.3 アクセシビリティガイドライン作成

アクセシビリティ配慮の重要性や具体的な対応方法を記したアクセシビリティガイドラインを作成すること。ガイドラインは専門的な知識がない職員でも理解できる内容であること。

## 7 コンサルティング

最終的なサイト構成、コンテンツファイル名、タイトル名、担当課などの一覧情報は本町にて決定するが、デザインやサイト構成、不足していると思われるコンテンツなどについて、本町に最適と思われるコンサルティング（またはアドバイス）を行うこと。

- (1) 現行サイトの問題点や改善点を分析し、その改善策を示すこと。また、不足していると思われるコンテンツの新規作成についてコンサルティングを行うこと。
- (2) アクセシビリティ全般に関するコンサルティングを行うこと。
- (3) 既存データの移行に関するコンサルティングを行うこと。
- (4) サイト運用に関するコンサルティングを行うこと。

## 8 サイト設計

閲覧者が目的のコンテンツを即座に探し出せることを重要視しており、現行サイトの課題やリニューアルの基本理念・基本方針などを勘案し、最適と考えるサイト設計を行うこと。

また、サイト設計案の提示については、サイト設計の基本的な考え方や提案するサイト構成の利点・アピールポイントなどを「企画提案書」に具体的に示すこと。

- (1) 閲覧者にとっての使いやすさを最優先し、カテゴリを見ただけでコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるよう設計を行うこと。
- (2) 主要な情報、または複数のカテゴリに関係するコンテンツページについては、トップページやメニューページ、記事ページなどから複数の導線でアクセスできるように設計すること。
- (3) パソコン版及び、スマートフォン版のサイト設計を行うこと。なお、スマートフォン版サイトは、閲覧者の利用場面を想定し、操作性、視認性が確保できる設計を行い、原則としてレスポンシブウェブデザインとすること。
- (4) メニューなど、新ホームページで必要なページを新規作成すること。

### 8.1 新サイト構造（主要構造）の提案

現行ホームページの課題改善に有効な新サイト構造を提案すること。提案に際しては、サイト構造で解決できるものを抽出し、これを解決できる構造を提案すること。

その中でサブサイトとしての管理が望ましいページ群は、サブサイト候補としてどのような移行方法とするのかを検討し、提案すること。

課題改善の根拠についても併せて記載した、新サイト構造図（主要構造）を提案すること。

### 8.2 情報分類設計

現行サイトの課題改善に有効な情報の分類案を提案すること。提案に際しては、情報分類で解決できるものを抽出し、これを解決できる具体的なカテゴリ案を提案すること。

提出物としての「新カテゴリ案」は、該当するカテゴリが存在しないといったことの内容に網羅性を担保すること。

## 9 新規コンテンツの作成

現行サイトの課題やリニューアルの基本理念・基本方針などを勘案し、新たなコンテンツを作成すること。

- (1) 現行サイトを基にした、新たなFAQページが作成できること。

- (2) 閲覧者による表示切り替えやカテゴリ別表示機能などを有するイベントカレンダーが作成できること。
- (3) 閲覧者が択一方式などで自身の状況を回答することで必要な手続きを紹介する、申請手続きのナビゲーションページが作成できること。
- (4) その他、町の魅力を PR するにあたって効果的なコンテンツを作成できること。

## 10 デザイン作成

現行サイトの課題やリニューアルの基本理念・基本方針などを勘案し、トップページ、メニューページ、記事ページについて、最適と考えるデザインを作成すること。

また、サイトの全体構成、掲載項目の整理、閲覧者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。

### 10.1 トップページ

- (1) 本町のイメージを効果的に表現し、本町らしさが伝わるインパクトのあるデザインとすること。
- (2) トップページは情報が整理され、閲覧者が情報を探しやすいデザインを提案すること。
- (3) ある程度の HTML などの知識があるサイト管理者であれば、デザインの軽微な変更を容易に行うことが可能であること。
- (4) 災害時にスムーズな情報提供を可能にするため、災害専用トップページを作成すること。

### 10.2 基本デザイン

上記にて決定したトップページのデザインにあわせた所属トップページ、本文用のテンプレート、スタイルデザインを作成すること。

- (1) サイト共通部分のデザイン修正が、全体に反映できること。
- (2) 必要なテンプレートは新規作成すること。
- (3) ある程度の HTML などの知識があるサイト管理者であれば、テンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。また、管理可能なテンプレート数に上限がないこと。
- (4) 各ページには、タイトル情報、グローバルナビゲーション、ローカルナビゲーション（階層リンク）、パンくずリスト、各課の連絡先などを必ず配置できること。
- (5) A4 縦型でプリントした際に、文字や画像が切れることがないようにすること。

## 11 外部 ASP の導入

アクセス解析、サイト内検索、外国語自動翻訳などの、ASP サービスを導入し、各テンプレートへの埋め込み作業等を行うこと。

### 11.1 アクセス分析

アクセス管理者がアクセスログを簡単に分析できる機能を有すること。

### 11.2 サイト内検索

閲覧者が最短で目的の情報にたどり着くことができるよう、サイト内検索機能を実装すること。

- (1) 閲覧者側にてフリーワードでの検索ができること。

- (2) CMS の機能でなく、フリーの検索エンジンの利用も可とするが、広告表示などの不要な情報が出るもの、テンプレート内に表示できないものは不可とする。

### 11.3 外国語翻訳

外国語翻訳については以下の補足要件も含めること。

- (1) ASP サービスなどにより外国語に自動翻訳される仕組みを導入すること。なお、対象はすべてのページとし、ページ数を限定しないこと。
- (2) 外国語自動翻訳機能の詳細、およびサービス名や製品などを提案書に明記すること。  
なお、構築に伴い費用が発生する場合、本業務の必要経含め見積書に記載し、構築後ライセンスなどの経年的に発生する費用も併せて記載すること。
- (3) 対象言語は英語、中国語（簡体字）、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、ミャンマー語、インドネシア語とする。
- (4) 他の自治体において、すでに導入されているサービスであること。

### 11.4 地図の表示

地図の表示については、提供元（ライセンス元）で無料で利用できる機能で実装すること。（一定数無料など、アクセス数を限定するものは除外する。）

## 12 SNS（LINE）連携の実装

仕様の詳細は提案に委ねるが、町公式の LINE アカウントと紐づけし、AI チャットボット、セグメント配信、アンケートを利用できること。

また、以下の補足要件も含めること。

- (1) 各種 SNS へ町の公式サイトで利用している URL を入力した際、指定した画像やタイトルが表示できること。通常時は町のロゴが表示されるようにするが、任意で個別に指定した画像やタイトルも指定できる仕組みを設けること。（主要な SNS に対して「Open Graph Protocol」が考慮され、タイトル、ページ種別、説明文、サイト名、画像などを変更できること。）

## 13 データ移行に関する要件

### 13.1 移行対象

移行対象は「1.8 移行対象ページ数」で示す通り 1000 ページ程度を想定しており、費用見積については、同ページ数で作成すること。

### 13.2 移行の基本要件

職員のシステムへの習熟、および移行費用の削減を考慮し、研修プログラムのスケジューリングを含め、データ移行について最適な方法を提案すること。また、移行作業における各担当課へのサポート体制についても提案すること。

### 13.3 移行計画

スケジュール、本町および受託業者の役割分担、完了時の検証方法など、全体的なルールを記したデータ移行計画書を作成すること。

### 13.4 移行要件

移行時の作業手順や、アクセシビリティ・ユーザビリティ対応に考慮した移行ページの品質



改善を、「移行ページ修正内容一覧」を基に、全ページ実施すること。

#### 13.5 移行管理表の作成

移行する全ページを対象として、新しく掲載するカテゴリや所管する所属情報などの属性情報を記した移行管理表（Excel 形式の一覧）を作成すること。

#### 13.6 移行の実施

- (1) データの移行は、前述の「移行管理表」に基づき移行すること。また、添付されている画像・文書ファイルなども併せて移行すること。
- (2) 移行後のデータは、職員が CMS を用いて修正、公開、削除が行える状態にすること。
- (3) 移行期間中に発生した差分についても可能な限り移行するよう支援すること。

#### 13.7 移行対象データの提供

移行対象データの提供は想定していない。

受託者による現公開サイトからの移行データ取得を想定している。

#### 13.8 移行後の検証

- (1) 移行作業後のページは「6. アクセシビリティ対応」のチェックを満たすとともに「4.2 ウェブコンテンツの形成」で示す各ブラウザで適切に表示されるかを確認すること。
- (2) 本町の検証において不備が発覚した場合は、受託業者にて修正対応を行うこと。

### 14 職員支援に関する要件

#### 14.1 アクセシビリティガイドラインの作成

本町と協議のうえ、アクセシビリティ配慮の重要性や具体的な対応方法を記したアクセシビリティガイドラインを作成すること。

また、ガイドラインは、イラストや写真を用いて分かりやすく作成し、アクセシビリティについての知識がなくても理解できるように平易な用語を用いること。

#### 14.2 CMS 操作マニュアルの作成

各マニュアルは、CMS パッケージに標準で付属するものではなく、本町における運用の事情や要望を反映して作成し、本町の業務内容と実施手順に沿って一連の操作方法を解説すること。

##### (1) 作成者および承認者向けマニュアル

- ① 作成者向け・承認者向けのマニュアルをそれぞれ作成すること。
- ② イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。
- ③ 業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

##### (2) サイト管理者向けマニュアル

- ① サイト管理者がシステムを運用するためのマニュアルを作成すること。
- ② イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。
- ③ 業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

#### 14.3 CMS 操作研修会の実施

職員が本業務に理解を深めるとともにシステムへの習熟を深めることができるよう、以下のとおり CMS 操作研修会を行うこと。1 回あたりの時間や開催回数は提案に委ねる。

| 対象     | 主な内容   |
|--------|--|
| 作成者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの説明</li> <li>・ページ作成方法</li> <li>・ページ作成から公開までの流れ</li> <li>・アクセシビリティの基礎知識やガイドラインの説明</li> <li>・個別操作研修 など</li> </ul>  |
| 承認者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの説明</li> <li>・ページ作成から公開までの流れ</li> <li>・ページの承認方法</li> <li>・アクセシビリティの基礎知識やガイドラインの説明</li> <li>・個別操作研修 など</li> </ul> |
| サイト管理者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの説明</li> <li>・各種管理機能の説明</li> <li>・テンプレートの修正方法</li> <li>・個別操作研修 など</li> </ul>                                     |

#### 14.4 研修用資料

研修会用マニュアル、および研修会に必要な資料の作成を行い、電子データにて納品すること。

#### 14.5 研修環境

研修会場、研修会用資料の印刷、研修用パソコン、プロジェクター、スクリーン、インターネット環境は、別途本町が用意する。ただし、研修時にアクセスするサーバの環境設定などは受託業者が行うこと。

### 15 サービス提供に関する要件

#### 15.1 運用保守要件

令和7年3月17日以降の運用・保守契約は、本事業の受託事業者と別途締結する方針であり、概ね以下の想定である。

#### 15.2 保守業務内容

- (1) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守を行うこと。
- (2) システム、およびシステムの稼働に伴い、継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供（保守費用も含む）、管理を行うこと。
- (3) 使用するすべてのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、本町と協議のうえ、提供、および適用作業を行うこと。
- (4) ソフトウェアやコンテンツなどに脆弱性が発見された場合は、パッチを適用するなどのセキュリティ対策を行うこと。  
 なお、実施の際には、テスト環境による適用テストを行ったうえで本番環境へ適用すること。
- (5) 現行サイトの改善提案を適宜実施すること。

### 15.3 障害管理

- (1) 障害への対応については、本町と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応、およびデータの復旧作業を行うこと。
- (2) 障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。
- (3) 本町からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。なお、連絡窓口はシステム、アプリケーションなどを含めて1つとすること。

### 15.4 運用支援

ヘルプデスクを設置し、導入後の操作方法やシステム運用などに関する技術的問い合わせに対応すること。なお、問い合わせは本町サイト管理者を窓口として行うものとする。また、対応時間に関して、本町と受託者間で協議するものであるが、原則月曜日～金曜日の8時30分から17時15分までとする。(年末年始や祝祭日を除く。)

## 16 納品に関する要件

### 16.1 成果物の納品

以下の成果物を電子データおよび印刷物（各1部）で納品すること。

- (1) スケジュール表
- (2) サイト設計書
- (3) 議事録（要検討項目管理、課題管理）
- (4) コンテンツパターン抽出（サブサイト一覧）
- (5) AIチャットボットシナリオ一覧（Q&A表）
- (6) データ移行計画書
- (7) データ移行報告書
- (8) CMSテスト結果報告書
- (9) AIチャットボットテスト結果報告書
- (10) アクセシビリティ試験結果
- (11) クロスブラウザ試験結果
- (12) アクセシビリティガイドライン
- (13) サイト管理者向けマニュアル
- (14) 作成者、および承認者向けマニュアル
- (15) 研修会用マニュアル
- (16) 各特設サイト別更新マニュアル
- (17) デザインに使用した画像データ一式（当該データを利用して、本町が新たな画像を作成することを承諾すること。）

## 17 その他要件

### 17.1 秘密保持

本業務で知りえた情報については、プロポーザル実施中及び業務期間中のみならずその終了

後も第三者に漏らしてはならないものとする。

#### 17.2 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、および再委託業者を本町に書面で提示し、了承を得ること。また、受託業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

受託業者が業務を一括して第三者に委託（以下、「一括再委託」という。）することは禁止とする。

ただし、グループ企業同士やメーカーとそのメーカーの正規の販売代理店（パートナー企業）において、営業と役割提供を分業している場合は、一括再委託禁止の例外とする。

再委託先となった者がさらに第三者に委託（再々委託）してはならない。

#### 17.3 契約内容不適合

業務開始日から起算して12カ月以内に発見された、本町の要求との不一致について、受注者は無償で修正するものとする。ただし、本仕様又は打ち合わせ等で合意した内容と異なっている、受注者が本町の要求が不相当であることを知りながら告げないなど受注者の責に帰する理由により不具合として顕著化したものは、1年を超えても無償でこれに対応すること。

#### 17.4 権利の帰属

- (1) サイト作成に関する一切の著作権は本町に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム・ミドルウェア・CMS等のパッケージは含まない。
- (2) 受託者は、本町に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) ホームページに掲載されている情報を、他媒体（SNSや紙媒体など）にも使用する権利は本町に帰属する。

#### 17.5 追加提案

受託者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

#### 17.6 一般事項

- (1) 関係する法令、条例等を遵守すること。
- (2) 業務の履行にあたっては、本町と十分に意思疎通を行い、本町の指示に従うこと。
- (3) 作業の進捗状況及び予定を文書で説明し、本町の承認を得て作業を進めること。
- (4) 作業の実施日時及び方法等については、本町と十分に打合せを行い、施設に出入りする際には事前に連絡を行うこと。また、施設内で作業を行う際は、本町の指示に従うこと。
- (5) 本業務の遂行にあたり、本町の関連機関、事業者との間で生じる各種調整事項について、積極的に協力・調整を行うこと。特に、システム導入担当部署、ネットワーク保守業者または個別システム業者と十分な事前確認・調整の上、作業を行うこと。
- (6) サービス本稼働までの間、必要な協議を適宜行い、受注者は協議資料を作成し、会議終了後、概ね1週間以内に議事録を作成し、本町の承諾を得ること。
- (7) 受注者は、必要に応じて本町関係所属及び各システム運用保守業者と調整し作業を実施すること。また、受注者の作業の結果、不具合が発生し、システム運用保守業者の作業費が発生する場合には、受注者の費用負担及び責任において対応すること。
- (8) 各種業務システムが稼働しているため、業務システムを構成するサーバやネットワーク機

- 器の運用に支障をきたさないよう十分注意の上、作業すること。作業の結果、支障をきたした場合の復旧に際しては、受注者の費用負担及び責任において対応すること。
- (9) 本仕様書に記載がない事項については、本町と協議・検討のうえ実施すること。